

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

両併東部（行政区:両併一・三）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 15

法人 1 経営体

個人 14 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

両併西部（行政区:両併二）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 4

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白川（行政区:白川）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 27

法人 0 経営体

個人 27 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉田二（行政区:吉田二）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 7

法人 1 経営体

個人 6 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉田三（行政区:吉田三）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 7

法人 0 経営体

個人 7 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

一関（行政区:一関一・二）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 22

法人 3 経営体

個人 19 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

第一駐在区（行政区:第一駐在区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 4

法人 0 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

第二駐在区（行政区:第二駐在区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 13

法人 0 経営体

個人 12 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

第三駐在区（行政区:第三駐在区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 6

法人 0 経営体

個人 6 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

第七駐在区（行政区:第七駐在区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 11

法人 1 経営体

個人 10 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

第八駐在区（行政区:第八駐在区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 8

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

地域農地と労働力など農業生産資源を最大に活用し売れる米づくりや、飼料作物等の生産活動及び農作業受託とともに、将来は、施設園芸や周年作物の栽培などによる経営の複合化に取り組み経営安定に取り組むこととする。さらには都市農村交流、六次産業化などにも積極的に取り組み、地域活性化において中心的役割を果たす組織として、地域農業の維持及び活性化に貢献することとする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ

く農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

南阿蘇村長 吉良 清一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

沢津野（行政区:沢津野）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 3

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

高齢農家や後継者がいない農家世帯、規模縮小農家においては、地域の中心的担い手と隣接する農地や連反化している農地については積極的に機構を通じ貸付することで機構事業の活用とともに機構貸付推進を図る。また地域担い手においても担い手間において農地の集積、集約化を図り作業効率化をことが出来ることから機構活用に積極的に取り組むこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農者の確保・育成に積極的に取り組む。

また地域営農組織においては、機械の共同利用による低コスト化を図る。

個別経営体においては、複合化における経営の安定化を図るとともに、補助事業等の活用により機械や施設等の設備投資により、低コスト化を図り、経営の安定・維持に取り組む。

管内有畜農家との連携を図り、農地の有効活用として飼料作物の作付に積極的に取り組むとともに水田裏作を利用した飼料作物生産に取り組むなど地域循環型農業を目指す。